

## 茨城県衛生研究所調査研究企画・評価実施要項

### (目的)

第1条 この実施要項は、茨城県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）が行う調査研究事業について、公正かつ適切な企画・評価（以下「評価等」という。）を行うことにより、効率的・効果的な調査研究を実施し、もって本県における健康危機管理能力の向上と保健衛生の推進に資することを目的とする。

### (基本的な考え方)

第2条 評価等の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 第三者を加えた評価等を実施することにより、評価等の客観性・公正さ・信頼性等を確保する。
- (2) 評価等の結果や研究成果等を、積極的に公表することにより透明性を確保する。
- (3) 評価等の結果を研究成果の普及や調査研究事業計画の見直し等に適切に反映させることにより、効率的・効果的な調査研究を推進する。

### (調査研究課題の選定)

第3条 調査研究課題の選定については、次の各号を参考として衛生研究所が行う。

- (1) 公衆衛生及び地域保健に関する県民ニーズ
- (2) 関係機関の研究に対する要望等の情報

### (調査研究課題の評価等)

第4条 調査研究課題の評価等については、茨城県衛生研究所評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、第5条に定める評価等を行う。

### (評価等の種類及び内容)

第5条 評価等の種類及び内容は、次のとおりとする。

#### (1) 事前評価

新規の調査研究課題について、研究開始年度の前年度に、その計画案の適否を評価する。

#### (2) 中間評価

研究期間が2年以上となる調査研究課題について、研究開始年度の翌年度に、当該研究の進捗状況、目的達成の見通し、研究継続の適否等を評価する。

ただし、研究期間が4年以上となる調査研究課題については、以後2年ごとに評価する。

#### (3) 完了評価

研究終了年度の翌年度に、当該調査研究について、その意義及び成果の普及、波及効果等について評価する。

(4) 追跡評価

研究終了後一定期間経過後、研究成果の普及、波及効果等について評価する。

(評価等の対象範囲)

第6条 この要項に基づく評価等の対象範囲は、衛生研究所が行う調査研究事業とする。

2 緊急時の行政的要請による調査研究課題については、事前評価を受けずに調査研究を実施することができる。

ただし、直後の委員会において報告し、承認を得るものとする。

3 追跡調査の必要性の有無及び必要な場合の実施時期については、調査研究課題ごとに、完了評価時に委員会において決定する。

(評価等の結果の取り扱い)

第7条 評価等の結果は、次により取り扱うものとする。

(1) 事前評価又は中間評価において見直しが必要と判断された調査研究課題については、その計画案に対して必要な見直しを行った上で予算要求を行い、調査研究を実施するものとする。

(2) 事前評価又は中間評価において、実施不可相当又は中止相当と判断された調査研究課題については、一旦事業を中止し、その後の社会情勢等の変化等により、実施する必要が生じた場合は、あらためて委員会で評価を受けるものとする。

(3) 完了評価及び追跡評価の結果は、より効率的・効果的な調査研究を実施するため今後の調査研究計画の策定及び実施に活用するものとする。

(4) 評価等の結果については、個人情報保護等について配慮し、機密の保持が必要な場合を除き、公開するものとする。

(その他)

第8条 本要項の実施に際し必要な事項は別に定める。

(付則)

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

この要項は、平成20年5月1日から施行する。

この要項は、令和2年2月1日から施行する。

この要項は、令和2年11月26日から施行する。

この要項は、令和4年4月27日から施行する。